

## 国際ビジネス法務塾プログラムの概要

グローバリゼーションの進展に伴って、企業の国際化が進んでいます。このような国際取引において、国内法規の相違、ビジネス慣行の相違、文化・伝統・考え方の相違などから、様々な摩擦や紛争が生じ、このような国際ビジネス紛争を法的に解決し、予防する能力を備えた専門家を必要としています。いま必要とされているのは、国際ビジネスに関する法律の知識と素養があり、語学とくにビジネス英語を使え、交渉力・紛争解決の技法に通じた人材です。

帝塚山大学国際ビジネス法務塾は、グローバル時代に必要な人材として、国際ビジネス法、ビジネス英語、交渉力を兼ね備えた「国際ビジネス法務士」を関西において塾という少数精銳方式で養成し、社会人の再チャレンジを推進するとともに、関西の一層の国際化と活性化につなげようとして設置されたものです。

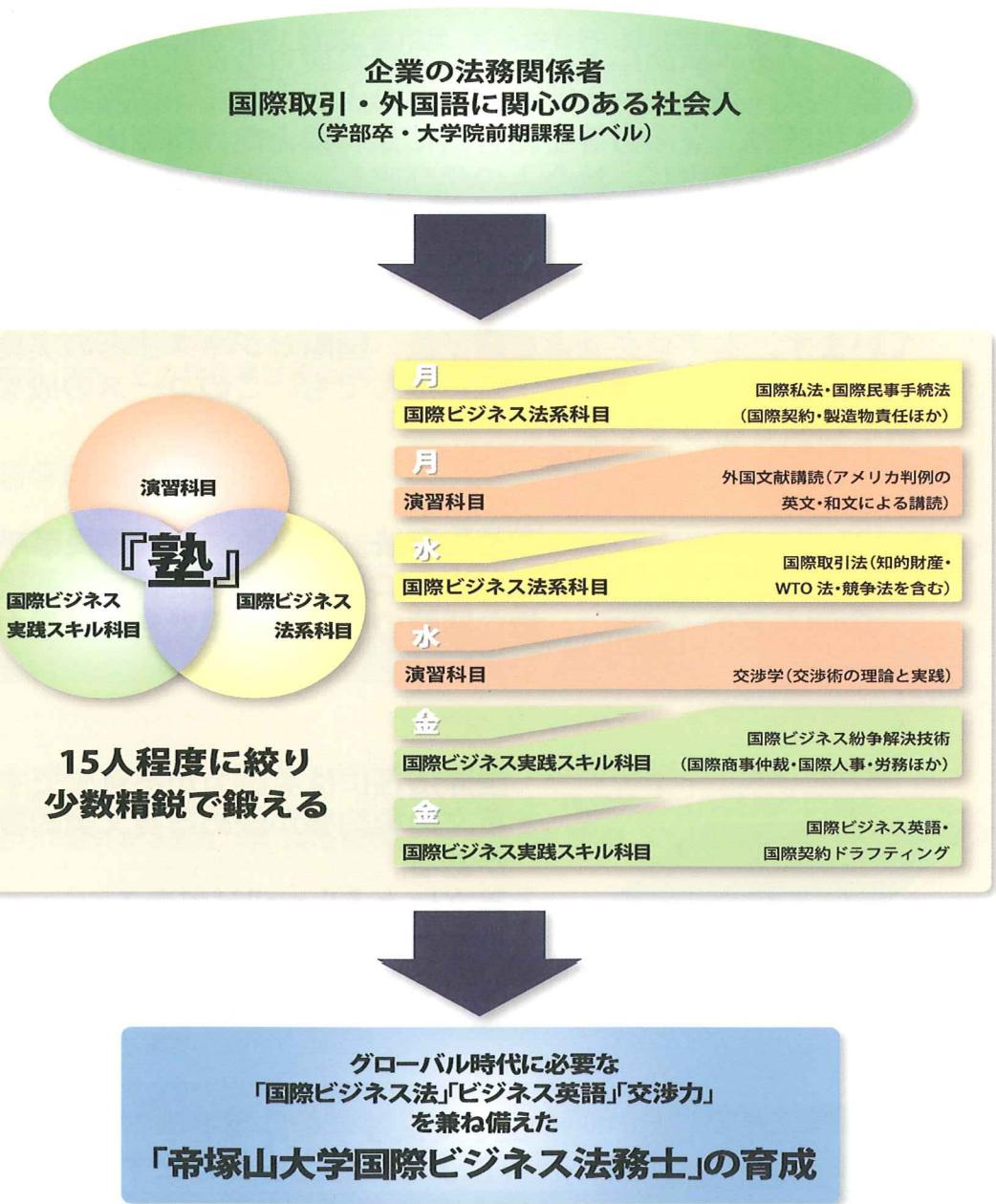
この取組は、文部科学省の平成19年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択され、平成19年8月1日から平成22年3月31日まで財政支援を受けることとなっています。

資料1



## 国際ビジネス法務塾プログラムの特色

資料2



本プログラムは、国際ビジネス法体系科目（国際私法・国際民事手続法、国際取引法）と、実践的スキル向上科目（国際ビジネス英語・国際契約ドラフティング、国際ビジネス紛争の解決技術：仲裁実務）と演習を組み合わせて、国際ビジネス法務に必要な資質と能力を鍛え直すことを目標とします。教員は本学の専任教員のほか、実践的スキル向上科目に連携団体や外国からの講師を招聘し、実務との連携や国際性を重視し、大阪府、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、日本商事仲裁協会等の連携団体の支援と協力の下に運用、実施します。